

日本船舶及び船員の確保に関する基本方針改正案について

交通政策審議会海事分科会 参考資料

国土交通省 海事局 平成25年3月

1. 日本船舶及び船員の確保に関する基本方針について（改正案骨子）
2. 日本船舶及び船員の確保の目標・計画認定の基本的事項

日本船舶及び船員の確保に関する基本方針について (改正案骨子)

1. 日本船舶及び船員の確保の意義及び目標に関する事項

(1) 日本船舶及び船員の確保の意義

- ①外航日本船舶の確保並びに外航日本人船員の育成及び確保の意義
- ②内航船員の育成及び確保の意義

(2) 日本船舶及び船員の確保の目標

2. 日本船舶及び船員の確保のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針

(1) 日本船舶・船員確保計画認定制度の適切な実施

(2) トン数標準税制の導入

(3) 準日本船舶制度の活用

(4) 内航船員の育成及び確保に関する予算措置の導入

(5) 非常時における輸送体制の確保

(6) 多様な養成課程による船員の育成及び確保

(7) その他

3. 船舶運航事業者等が講ずべき措置に関する基本的な事項

(1) 外航海運事業者が講ずべき措置

(2) 内航海運事業者が講ずべき措置

4. 計画の認定に関する基本的な事項

(1) 認定の申請に当たっての基本的事項

①申請者

②計画期間

③申請時期

(2) 計画の認定基準に関する基本的な事項

①基本方針への適合性 (第1号基準)

1) 外航日本船舶の計画的な確保に関する基準

2) 外航日本人船員の計画的な育成及び確保に関する基準

②確実かつ効果的な実施可能性 (第2号基準)

③計画期間 (第3号基準)

④船員職業安定法の特例 (第4号基準)

⑤トン数標準税制の適用 (第5号基準)

⑥その他

(3) 計画の記載事項

(4) トン数標準税制の適用を引き続き受けるための計画の変更

(5) 計画の勧告及び取消しに関する基本的な事項

5. 関係者の協力

6. 日本船舶及び船員の確保に関する施策の評価の実施

日本船舶及び船員の確保の目標

○外航日本船舶の数を平成20年度からの9年間で3.2倍に、外航日本人船員の数を10年間で1.5倍に増加させることを目標とする。

日本船舶・船員確保計画の認定に関する基本的な事項

○認定申請者：対外船舶運航事業者

○計画期間：5年間

（ただし、平成21年度からトン数標準税制の適用を受けている認定事業者が、平成25年度の計画期間終了の日以降引き続きトン数標準税制の適用を受けようとする場合にあっては、平成26年度から4年間）

○認定基準：

- ・外航日本船舶にあっては、平成20年度からの9年間で3.2倍以上に増加させること。
（新たにトン数標準税制の適用を受けようとする場合にあっては、5年間の計画期間内で2.2倍以上に増加させること。）
- ・外航日本船舶及び準日本船舶の隻数に応じた外航日本人船員の養成を行うこと。
（毎年度外航日本船舶1隻当たり日本人船員1人以上及び準日本船舶1隻当たり日本人船員1人以上を養成するとの考え方から、計画期間内の養成人数の総和が、計画期間の最終年度において、計画期間内の各事業年度の外航日本船舶及び準日本船舶の合計隻数に相当する人数の総和以上となる養成を行うこと。）
- ・外航日本船舶及び準日本船舶の隻数に応じた外航日本人船員を確保すること。
（計画期間を通じて、外航日本船舶については1隻当たり4人配乗できる人数を常に確保し、準日本船舶については1隻当たり2人配乗できる人数の日本人海技士を常に確保すること。）
- ・外航日本人船員が減少しない計画であること。
- ・外航日本人船員の採用増（中途採用、退職者等の積極活用を含む。）、訓練の充実等に資する具体的な措置を行うこと。

等